令和6年第7回天草市教育委員会定例会会議録

- 1 期 日 令和6年5月31日(金)午前10時開会
- 2 場 所 天草市役所 庁議室
- 3 本会議に出席した教育委員等

教育長石井二三男 委 員 木下 えり子 委 員 行 合 八恵子 委 員 吉 森 啓 司 池崎教授 委 平道千春 委 員 員

4 本会議に出席した事務局職員

教育部長 平野貢司 教育総務課長 本多俊隆 生涯学習課長 西崎正和 学校教育課長 福田 稔 学校給食課長 緒 方 勇 人 学校教育課審議員 松本祥司 学校教育課教務係長 盛田 達 矢 学校教育課課長補佐 伊 形 英 朗 学校給食課管理係長 袋田 一貴 教育総務課総務企画係長 松 下 美 紀

5 本会議に付した議題等

(1)議題

議第20号 天草市立小・中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議第21号 天草市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について

議第22号 財産の取得について

議第23号 令和6年度一般会計補正予算(第2号)について

(2)協議・報告

- (1) 令和6年度学校評議員の委嘱について
- (2) 令和6年度天草市奨学生の決定について
- (3) 令和6年6月行事予定について

6 会議の概要

(1) 開会

石井教育長: ただ今から、令和6年第7回天草市教育委員会定例会を開催する。傍聴人がいないこ とを確認する。

(2) 前回会議録の承認

石井教育長: 前回定例会の会議録であるが、何か意見はないか。なければ承認してよろしいか。 (全員承認する)

(3)教育長報告

石井教育長: 5月の総合教育会議は市長も大変喜んでおられ、お世話になった。先日の郡市教育委 員会連絡協議会も教育事務所のご協力のもとに無事に終了した。県の市町村教育委員 会連絡協議会では、この度、木下委員が県副会長になられた。運動会、体育大会がほ ぼ終わったところで、本渡中体育大会、本渡北小、栖本小運動会に行ってきたが、熱 中症対策もそれぞれ工夫して行われていた。トライアスロン大会も5月 26 日に行われ た。まもなく中体連も6月22日から始まるところである。

(4)議題

議第20号 天草市立小・中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

石井教育長: 事務局より説明をお願いする。

福町校教育課長: 本件については、中学校部活動の地域移行に向けて、今年度に部活動地域移行推進

協議会を設置し、検討を進めていくこととしているが、今後、検討が進む中で、学校 の教職員が地域クラブの指導者として従事したいとの希望が出てきた場合に、教職員 の兼職及び兼業については天草市教育委員会の承認、許可が必要となる。そのため、 必要な事項を定めるためには、天草市立小・中学校管理運営規則の一部を改正する必 要があるため、今回、管理運営規則第39条の次に次の1条を加えるものである。兼職 等承認等の申請で、第39条の2で教育公務員特例法第17条第1項の規定による兼職及 び他の事業等の従事の承認並びに地方公務員法第38条第1項に規定する営利企業への 従事の許可は、兼職等承認・営利企業従事等許可申請書により教育委員会に申請しな ければならない。附則の次に次の様式を加えるとして、別記様式として兼職等承認・ 営利企業従事等許可申請書の様式を掲載している。

石井教育長: 委員の方からご質問、ご意見等ないか。なければ議第20号については承認してよろし いか。

(全員承認する)

議第21号 天草市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について

石井教育長: 事務局より説明をお願いする。

福町校教育課長: 本件については、中学校部活動の地域移行に向けて、部活動の円滑な運営及び教職 員の働き方改革の実現を図るために、今年度、中学校の運動部活動に部活動指導員を 設置したいと考えている。部活動指導員については、平成29年度に制度化されたもの であるが、背景として運動部活動について、顧問のうち保健体育以外の教職員で担当 している部活動の競技経験がない者が中学校で約46%となっている。この部活動指導 員は校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことができる。教 職員がついていなくても、単独で指導、引率ができるものである。部活動指導員を設 置することで、土日などに教職員が部活動に付かなくても良い状況となることで、こ れまで部活動に従事することで超過勤務をしていた時間を縮減することができればと 考えている。今年度は実証的にまずは各学校1名分の予算を確保しており、今後、各 学校からの申請を受けて部活動指導員を設置していきたい。まず、第1条に目的を記 載している。これは、部活動の円滑な運営と教職員の働き方改革の実現を図ることを 目的としている。第2条に身分を記載しており、部活動指導員は地方公務員法第3条 第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。第3条に職務を記載し、学校職員と して部活動顧問を担当してもらう。第4条に資格要件等、第5条に任用期間、第6条 に勤務日数及び勤務時間、第7条に服務、第8条に解職、第9条に辞任、第10条に報 酬及び費用弁償等について記載しており、天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関 する条例に基づき支給し、その額は予算の範囲内で別に定めるとしている。第11条に 報酬等の支給方法、第12条に勤務実績の報告について記載している。第13条にその他 として、この要綱に定めるもののほか、部活動指導員の任用に必要な事項は別に定め るとしている。

石井教育長: 委員の方からご質問、ご意見等ないか。

木 下 委 員: 部活動指導員は教職員の負担が減り、働き方改革に繋がるとか、子どもたちにとって は専門的な指導を受けるとかメリットもあるが、勝利主義に陥る等のデメリットも考え られる。先生方も部活動指導員のように指導ができるなら、教職員の場合には報酬はあ るのか。また、社会体育に移行することによって、保護者の金銭的負担はあるのか。

福田学校教育課長: 報酬については、兼職兼業の要綱を定めて、地域クラブの指導員になれば報酬を受けることができる。

木 下 委 員: 部活動指導員としての報酬であるのか。

● 教職員にも指導をしたい者がいるため、地域クラブに移行した場合に、地域クラブから報酬を受けるのに兼職兼業の許可があれば教職員が指導することができる。ただし、部活動指導員はあくまでも部活動の指導員なので、教職員が部活動指導員になることはできない。目的が教職員の働き方改革に資するものなので、教職員の超過勤務が減ることを目的としており、教職員が兼職兼業をしたい場合は、地域クラブに移行した場合には可能となる。

木 下 委 員: 報酬の金額は違うということですね。

木 下 委 員: 保護者の金銭的負担はどうか。

伊勝学校教育課長・ 国と県と市から3分の1ずつ負担するので、保護者負担はない。

福田学校教育課長: 今後、移動の話や受益者負担を求めていくのかというのも、今後の話し合いの中で決めていくことになる。部活動指導員は国と県と市の負担で賄う。

木 下 委 員: 部活動指導員は各学校 1 名と言われた。部活動の数はいくつもあるが、兼ね合いは大 丈夫なのか。

福田学校教育課長: 今後、協議の中で指導者を配置してどのような形になるか、各地域でどのような対応ができるのか、1名ずつ配置して検討を行っていく。

吉 森 委 員: 社会体育で会費を頂き、外部コーチとして柔道の指導で中学校から委嘱を受けているが、その場合には必要ないのか。

伊勝学校教育課長
 社会体育に移行して、学校の部活でない地域クラブは、今回の規定に該当しない。部 活動指導員として部活動の指導に関わる方には報酬が発生する。

吉 森 委 員: 社会教育に全部移してしまうまでの仕組みを作ると考えてよいか。

伊学教育 報: 将来的には、社会体育地域移行を目指していければだが、財政面や人材の確保とか課題もあるので、まずは教職員の負担軽減を考えて、部活動指導員の制度を実証的に行う。運動部だけで76部活あるので、まずは13名分確保して、どれくらい教職員の働き方改革に繋がるのかをやっていきたい。

池 崎 委 員: 複数の部活を指導することはあり得るのか。

一般学校教育課長
一 今年度13人分の予算を確保し、あくまで各学校1人分を考えているが、指導員の人材によっては、単独での引率、指導に責任、負担を感じる方もおられるので、2人や3人で引率や指導をすることはある。2人配置した場合には2人で1人分の予算を使っていただく。教職員の超過勤務を縮減できるような効果を狙って、指導員の配置をしていく

平 道 委 員: 部活動が完全に地域移行になった場合、大会にはクラブチームの名前で出場することになるのか。

一般学校教育課長

一地域移行した場合、部活動が地域に移ることになるので学校名ではなくなる。今後、
検討も必要なところである。

吉森委員: 倉岳中の例で、柔道部として出場しており、指導は地域クラブで教えている。籍は柔道部と倉岳少年柔道クラブの2つに在籍する形になる。大会は倉岳中の部活で県の中体連に登録すれば中学校名を使える。社会体育の少年柔道クラブの場合だと去年も出られなかった。種目ごとに違う。登録を学校名でするかどうか。

(那学校教育課長舗: 中体連の方でも、種目ごとに違いがあり、部活動の地域移行の流れに関して、県中体連としては、4月の終わりの段階で、その年度の中体連を学校部活動として出るのか、

あるいは地域クラブとして出るのか、二重登録がないように県の方で把握をして中体連 に出てもらうようになっている。

行合委員: 中体連はクラブでも参加できるということで、部活動を社会体育に移行していくのが 目的になっている。働き方改革で、学校の部活動はこれから社会体育の方に移行してい くという今の過程であり、中体連にはクラブ名でも参加でき、試合の引率は指導員が引 率できるとなっていることであろう。

伊那教育 野棚: 昨年度から中体連の地域クラブの参加は可となっているので、春の時点で、地域クラブで出たいと申し出があったところは、中学校単位でのこれまでの予選とは別に地域クラブで予選を行い、その中で勝ち上がってきた1チームのみが県大会に出る。中学校枠で15チーム、クラブ枠に1チーム、計16チームで県大会をする。この数は競技によって違うだろうが、そういった流れである。

石井教育長: 中体連で決まるため、分からない。

吉 森 委 員: クラブチームの場合は地域や校区をまたいで生徒が入ってくるから、そのあたりが難しい。

行 合 委 員: つまり、部活動指導員は学校の先生方の働き方改革だから先生方はなれない。

石井教育長: 部活動の円滑な運営と教職員の働き方改革なので、働き方改革だけと言ってしまうと おかしなことになる。

石井教育長: これは公立中学校部活動ということで吹奏楽も関係するのか。

一般学校教課基権: 部活指導員は吹奏楽も関係している。ただし、今年度は運動部活動で国と県に要求しており、今後、文化部活動も指導員を検討していく必要がある

石井教育長: 第3条第2項で部活動指導員はスポーツ、文化、科学等に関する教育活動である部活動において、校長の指導・監督を受け、次に挙げる職務を行うことができるとあるのでどうか。今年度は運用上、部活動指導員が1人配置されて、もう1人は先生たちがいるということでよいか。

伊那特教育課・ 現在の状況から、中体連は学校の教職員が行かないと出れないので、中体連の規定にも関わってくるが、現実的には部活動指導員だけで1年間部活動を運営するのは難しい。顧問が専門外であったり、色んな負担もあるため、顧問が休日や放課後等に部活動に行かずに、部活動指導員が来ることで、教職員の超過勤務が削減できる。中体連等は顧問も行かないといけないので、それ以外に教職員が行かなくていい状況が作れたらいい。

池 崎 委 員: 原則として単独で引率するとある。先生も引率したいということになると、教職員の 超過勤務の削減が目的であるので、教職員が行くことは可能なのか。

伊勝学校教育課機: 元々、教職員の超過勤務を削減することが1つの目的なので、趣旨を分かっていただき、基本的に単独でお願いする。部活動の顧問として教職員が行くこともできる。

池 崎 委 員: 行き帰りの時の保障もあるわけですね。

伊勝特教育課・教職員が部活動の顧問としていく場合には、当然、行き帰りの保障もある。その機会を減らして、基本的には部活動支援員にお願いする。今年度13人に上がってくるところは、基本的に教職員が専門外で指導経験もない、非常に困り感があるところから優先で対処できればと考えている。

行 合 委 員: 資料の部活動指導員の任用ケース2の場合は、先生も指導員も引率する形で、両方が 使われるのか。

伊那学校教育課長軸: 実情に応じての対応となる。

石井教育長: 13人の確保状況はどうか。

伊野校教育課長

・ 予備調査の段階では、人材確保が難しいところが1、2校あるので、2人分の予算措

置をする学校が出てくる可能性がある。

石井教育長: 大塚先生、担当指導員が配置された校長の立場ではどういうところを配慮されるか。

| 大機戦約コーティネーター: 管理する立場としては、国のガイドライン、天草市の方針を守ってもらうのが前提で

ある。勝利至上主義にならないよう、任用前に研修をする。管理職と外部コーチが繋がってもらうために、指導員を導入するにあたって、部活動のシステムに勝るものはないと思う。すでに出来上がっているものを、地域に移行していこうということなので、課題は出てくると思う。制度としては、円滑な運営と働き方改革を進めていくための制度だが、土日だけ指導員に任せるのに、行かなくていいのかなと心情的なところもある。まずは制度をきちんと整え、心情面は徐々に。教職員も一緒に行くこともあるかもしれない。部活動の人数によっては、複数で担当した方が安心安全と考えられる。進めていくうちに制度自体をきっちり根付かせていかないと持続可能な環境づくりには繋がらな

石井教育長: 課題はやっていきながら解決していかなければならない。

いため、協議会内で話し合っていく必要がある。

ほかになければ議第21号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第22号 財産の取得について

石井教育長: 事務局より説明をお願いする。

福田学校教育課長: 本件については、市内小中学校の教職員が使用するノートパソコンを本年度予算で

購入するものである。これまで、教職員は授業支援用タブレットと校務用パソコンの計2台を使用しているが、授業支援用タブレットは購入から5年以上が経過し、更新時期を迎えていること、また校務用パソコンは起動や処理作業に時間がかかり、校務に支障をきたしていることから、この2つの用途と機能を1台に集約したパソコン480台を昨年度と今年度の2年間で計画的に購入していく。なお、今回購入するパソコン240台の配置先は、小中学校校長・教頭分の61台及び令和5年度に配備をしていない小中学校15校を予定している。既に入札は終了しており、市内の3業者が落札しているところだが、契約額が2千万円を超えることから市議会の承認が必要となるため、教育委員会に意見を求めるものである。

石井教育長: 委員の方からご質問、ご意見等ないか。なければ議第22号については承認してよろし

いか。

(全員承認する)

議第23号 令和6年度一般会計補正予算(第2号)について

石井教育長: 事務局より説明をお願いする。

本多教育総務課長: 本件について、議会の議決を経るべき議案については、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律第29条及び天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第9号の規定により意見を求めるものである。補正予算第2号として上程されるのが、歳入は教育費国庫委託金として、小中学校ICT整備事業のリーディングDXスクール事業委託金100万円、歳出は教育振興費として、小中学校ICT整備事業の国のリーディングDXスクール事業採択に伴う事業費の増として、100万円を補正するものである。詳

細については、学校教育課より説明を行う。

福田学校教育課長: 本件については、文部科学省の主催事業であるリーディングDXスクール事業の採

択を受け、市内全ての小中学校における教育活動の高度化を図るために、本渡南小学校と本渡中学校の2校を指定校、その他の市内全小中学校28校を協力校として指定し、市内全小中学校でICTの普段使いによる教育活動を更に推進するため、補正予算をお願いするものである。事業内容は、児童生徒1人1台の学習端末であるGIGA端末の標準仕様に含まれた汎用的なソフトウェアとクラウド環境を活用した効果的な教

育実践を創出・モデル化を行うため、学習会、先進校視察、研究発表会への参加に係る旅費86万6千円、その他事業実施に係る参考書籍の購入費13万4千円である。

石井教育長: 委員の方からご質問、ご意見等ないか。

このリーディングDXの主な目的は、授業改善、端末持ち帰り、校務DXである。本市出身の堀田龍也教授に来ていただき、6月27日にまず第1回の公開授業が本渡南小である。また、8月23日の教職員研修、第2回の公開授業が拠点校の本渡中で、他に協力校に東京学芸大学准教授、信州大学教授のほか、色んな方を呼んで授業構築を行っていく。

行合委員: 研究授業の分科会に参加した時に、先生方の口からちょっと喋りすぎたという言葉が聞かれるようになった。これは授業改善の始まりかなと思い、嬉しく思う。このリーディングDXスクール事業、時代が変わったなと思う。授業改善という目標を立てておられるので、私は非常に楽しみにしている。校務DXとあるが、馴染まない保護者の方もおられるので、丁寧な対応が必要である。

木 下 委 員: 研究事業をオンラインで全国配信する、本当に最先端を行っていると思う。ただ、本 渡南小に関しては、6月27日、10月10日、1月24日と1年間で3回の研発、全国配信。 先生方の負担でなければいいと懸念するが、大丈夫か。

本学教育課績: 今回は研究発表会ではなく公開授業で、授業も毎回同じ方ではないので、ある程度、 指導案や構想案を書いてもらうが、まず授業を見ていただき、その後どうでしたか、と いうのを話し合うスタイル。どちらかというと校内研修が大きくなったような形で、そ こまで負担をかけないようにするように考えている。

木下委員: 負担にならないように。

石井教育長: 学力充実の研究指定校や体験の研究指定校など計10校あるが、今までのような全体の研究発表や体育館に集まる、そういうのはやめようと。授業を中心にして、極力、負担がないように授業研究ができるようにやっていく。

ほかになければ議第23号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

(5)協議・報告

(1) 令和6年度学校評議員の委嘱について

石井教育長: 事務局より説明をお願いする。

福田学校教育課長: 天草市立幼稚園の学校評議員について、再任が2人ずつ、新任が1人ずつ、各園3 人ずつの6人となる。本渡北幼稚園の丸山淳子様、丸田千並様、向博俊様、亀場幼稚

園の井上数馬様、梶原由希子様、赤石政二様である。

石井教育長: 何か質問等ないか。

(2) 令和6年度天草市奨学生の決定について

石井教育長: 事務局より説明をお願いする。

本
多教育総務課長: 令和6年度天草市奨学金貸与制度における奨学生として、名簿のとおり決定したので報告する。天草市奨学生選考委員会委員6名に5月16日に選考していただいた。本年度の奨学生志願者は3名で、成績や世帯全体の所得、連帯保証人等の要件について審議していただき、3名を奨学生として決定した。また、その他として、対象者が減少している現状もあり、担当から現在の奨学金制度と国、県及び本市の奨学金制度についての比較など説明を行った。ご意見として、日本学生支援機構など以前より条件が緩和され借りやすくなっていること、金額や返済期間の見直しや奨学金返還への優遇措置などの検討が必要、などがあった。

木 下 委 員: 奨学金返済に苦しむ方がいる。返さないといけないのは当たり前だが、月々3万円借りた場合、大人になって返していくのにいくらずつ返していくのか、もし、返せない時

はどうすればいいのか。

本多教育総務課長: 今借りているのが3万円であれば、 基本的には借り入れた期間の倍の期間で返して

いただく。要するに1万5千円ずつ返していただくよう、猶予を持たせ、最大10年間 で返してもらうようにしているが、個別に相談があれば、少しずつでも、と対応して

いる。

石井教育長: ほかに何か質問等ないか。

(3) 令和6年6月行事予定について

石井教育長: 事務局より説明をお願いする。

本多教育総務課長: 6月の行事予定について、6月市議会定例会は10日に開会し、28日までの期間で開

催予定である。一般質問については24日、25日、26日に予定されている。天草郡市夏季中体連大会が15日、16日、22日、23日、29日、30日に開催予定である。教育委員

会定例会は27日で予定している。

石井教育長: ほかに何か質問等ないか。

7 その他

石井教育長: 事務局や委員から何かないか。

8 閉会

石井教育長: 事務局から他に何かないか。なければ以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲

れさまでした。